

健衛発0717第1号
平成27年7月17日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省健康局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

理容師法及び美容師法の運用について

昭和53年12月5日環指第149号厚生省環境衛生局長通知「理容師法及び美容師法の運用について」により、理容師法第1条の2第1項に規定する理容の行為及び美容師法第2条第1項に規定する美容の行為の範囲が示され、当該通知に基づき店頭等における表示に関する事項等を定めたところであるが、同通知が平成27年7月17日健発0717第2号厚生労働省健康局長通知「理容師法及び美容師法の運用について」により廃止されることとなったため、昭和54年2月1日環指第8号厚生省環境衛生局指導課長通知を廃止することとしたので通知する。